

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人しおかぜ

社会福祉法人しおかぜ
役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しおかぜの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 専任理事とは、理事のうち、法人内において継続かつ定期的に就業する者をいう。
- (3) 兼任理事とは、この法人の職員のうち、理事を兼任する者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2項以外の理事をいう。
- (5) 監事とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (6) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 専任理事の報酬は、個人の役割、職務内容及び責任義務を総合的に勘案・評価し役員業務報酬表に定める基準額を評議員会にて議決し、対象各人に支給する。尚、別途賞与の支給は行わない。

- 2 兼任理事に対しては、前項の役員業務報酬表に定める報酬は支給しない。ただし、職員給与規程に基づく給与に加え、役員兼任手当として次の額を支給する。

報酬月額 10,000 円

- 3 前2項に該当しない役員及び評議員に対しては、同条第1項の役員業務報酬表に定める報酬は支給しない。ただし、理事会・評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当報酬を支給する。

1日 4時間以内 5,000 円

1日 4時間以上 10,000 円

- 4 専任理事の翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会・評議員会において、法人の業績と当該理事の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 5 役員の報酬の総額は、総事業活動収入の5%以内とする。
- 6 費用弁償分については報酬等に含まない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 専任理事及び兼任理事には、毎月1日に起算し、当月末実に締め切り翌月20日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 前項に該当しない役員及び評議員に対する日当報酬は、希望により現金もしくは金融機関の口座に振込む方法により支払う。
- (3) 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 専任理事には、通勤に要する交通費は業務報酬に含むものとし、別途支給はしない。

- 2 兼任理事には、通勤に要する交通費として職員給与規程に基づき通勤手当を支給する。
- 3 前2項に該当しない役員及び評議員が理事会・評議委員会への出席、法人業務に携わった時のマイカー以外の交通費については、領収書等の支払証明をできるものをもって実費で現金を支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

- 2 兼任理事には、前項の適用はしない。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道・船舶・車両・航空(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を用途を明記した領収書等をもって支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税サービス料とし、出張中の宿泊

数に応じて使途を明記した領収書等をもって支給する。

- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当り 5,000 円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書をもって実費支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。
- 7 兼任理事には、職員出張旅費規程にて支給する。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

- 第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

- 第10条 退任役員及び評議員に対する退任慰労金については、その支給を議案として提出された場合には、理事会・評議委員会の議決をもって支給する。
- 2 支給にあたっては、役員業務報酬額・在籍年数・在籍中の経營業務の内容及び実績の評価等を基に、対象役員を除き理事会にて支給案を決定し、評議委員会にて審議承認された金品を支給する。
 - 3 兼任理事には、退任慰労金は支給しない。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員及び評議員を退任した時点において、現金又は記念品にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員及び評議員が法人に対して負担する責務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(傷病見舞金)

- 第13条 役員及び評議員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表Ⅰに定める傷病見舞金を支給する。
- 2 兼任理事には、前項は適用しない。

(災害見舞金)

- 第14条 役員及び評議員が火災・水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表Ⅱに定める範囲内で、経営委員会で決定し理事長の許可を得た額を災害見舞金として支給する。
- 2 兼任理事には、前項は適用しない。

(慶弔金)

- 第15条 役員及び評議員が死亡したときは、別表Ⅲの定めにより喪主に慶弔金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることが出来る。
- 2 兼任理事には、前項は適用しない。

(親族への香華料)

- 第16条 役員及び評議員の親族等が死亡したときは、別表Ⅳに定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。
- 2 兼任理事には、前項は適用しない。

第6章 附則

(改正)

- 第17条 この規程を改正又は改廃する必要がある場合は、社会福祉法人しおかぜ理事会及び評議委員会の議決を経なければならない。

付則

この規定は平成29年4月1日より施行する。

※役員業務報酬表

号 俸	支給基準額
1号俸	月額 100,000 円
2号俸	月額 150,000 円
3号俸	月額 200,000 円
4号俸	月額 250,000 円
5号俸	月額 300,000 円
6号俸	月額 350,000 円
7号俸	月額 400,000 円
8号俸	月額 450,000 円
9号俸	月額 500,000 円
10号俸	月額 550,000 円
11号俸	月額 600,000 円
12号俸	月額 650,000 円
13号俸	月額 700,000 円
14号俸	月額 750,000 円
15号俸	月額 800,000 円
16号俸	月額 850,000 円
17号俸	月額 900,000 円
18号俸	月額 950,000 円
19号俸	月額 1,000,000 円

別表Ⅰ 傷病見舞金

区 分	支給基準
傷病見舞金	ア、私傷病見舞金 10,000 円
	イ、業務上の傷病による見舞金 30,000 円
災害見舞金	災害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内

別表Ⅱ 慶弔金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
統括理事	70,000 円	
その他の役員及び評議員	50,000 円	

別表Ⅲ 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	